

大和市家庭系廃棄物指定収集袋広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自主財源の確保を目的として、大和市広告掲載に関する規則（平成20年大和市規則第23号。以下「規則」という。）及び大和市広告掲載に関する基準（平成20年3月31日決裁。以下「基準」という。）の規定に基づき、大和市家庭系廃棄物指定収集袋（以下「有料ごみ袋」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象は、10リットル、20リットル、30リットル、40リットルの有料ごみ袋の個袋又は外側の包装袋（以下「外袋」という。）とし、各袋に掲載できる広告の数は1枠とする。

(広告の規格及び広告掲載料)

第3条 広告の規格及び広告掲載料は、別表に定めるとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、作成した有料ごみ袋の在庫がなくなるまでの期間とする。

(広告原稿の作成等)

第5条 広告の版下原稿は、市長が指定する方法により広告主の負担で作成するものとする。
この場合において、広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(抽選)

第6条 1枠の募集に対し、規則第5条で定める掲載の優先順位が同一の広告主から複数の申し込みがなされた場合は、抽選により決定するものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

有料ごみ袋	1 枠の面積 (縦×横)	部数	広告単価	広告掲載料
10リットル個袋	5cm×20cm	1,000,000部	0.25円	250,000円
20リットル個袋	6cm×27cm	1,000,000部	0.375円	375,000円
30リットル個袋	6cm×30cm	1,000,000部	0.45円	450,000円
40リットル個袋	7cm×33cm	1,000,000部	0.5円	500,000円
10リットル外袋	5cm×12cm	100,000部	0.5円	50,000円
20リットル外袋	7cm×14cm	100,000部	0.75円	75,000円
30リットル外袋	9cm×16cm	100,000部	0.9円	90,000円
40リットル外袋	10cm×20cm	100,000部	1.0円	100,000円

備考

- 1 ここでいう個袋とは、個々のごみ袋を指す。
- 2 ここでいう外袋とは、個袋10枚1組の外側の包装袋を指す。
- 3 広告は、有料ごみ袋中央付近の表面に、白黒で掲載する。
- 4 広告掲載料には消費税を含む。

(イメージ図)



(個袋)



(外袋)